

定額給付金 子育て応援特別手当給付金

現在つるま市では、定額給付金及び子育て応援特別手当給付金の作業を進めております。

※スケジュールにつきましては変更になる場合もございます。つるま市は、約4万4千もの世帯を抱えており、通知・申請受付、確認作業等に時間がかかりますので、ご理解・ご協力くださいますようお願い致します。

※詳細につきましては、今後もし引き続き広報紙や通知書等でお知らせします。

つるま市定額給付金等対策 プロジェクトチーム/TEL(直通)973-5349

定額給付金

支給対象者

基準日(平成21年2月1日)にうるま市に住民登録されている方及び外国人登録している方(不法滞在者及び短期滞在者は除く)

支給額

基準日において18歳以下及び65歳以上の方は一人につき2万円、それ以外の方は一人につき1万2千円になります。

申請者

住民登録されている世帯の世帯主

申請方法及びスケジュール

平成21年5月上旬頃から対象となる各世帯主宛に通知書をお送りします。その後、各世帯主からの申請書の受付を開始して、口座情報や本人確認等の作業を行ない、5月から支給を始められるよう準備を進めます。

支給方法

審査のうえ支給を決定し、申請者が指定する口座に振込みます。
なお、口座振込による支給を原則としますが、口座振込が困難な場合に限り、現金による支給も行なう予定です。
※右の方法での申請・受給が困難な場合は、プロジェクトチームにご連絡・ご相談ください。

子育て応援特別手当給付金

対象となるお子さん

給付対象者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方です。

(1)基準日(平成21年2月1日)において、次のア又はイのいずれかに該当する方。

ア住民基本台帳に記録されている方
イ外国人登録原票に登録されている方(不法滞在者及び短期滞在者は除く。)

(2)平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成

17年4月1日までの子ども)であって、
※第2子以降の子どもです。

※第2子の判定は、世帯にいる18歳以下の子ども(具体的には生年月日が平成2年4月2日以後の子ども)の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

支給額

対象となるお子さん1人につき3万6千円になります。

申請者

対象となる世帯の世帯主

子育て応援特別手当の申請方法・スケジュール・支給方法は定額給付金と共通になります。